

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 福 田 浩

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 7 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第 1 条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 1 9 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項事由の欄中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

（福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正）

第 2 条 福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和 2 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項事由の欄中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。